

令和3年度北海道天塩町健全化判断比率等審査意見書

1. 審査の方法

町長より審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定基礎となる事項を記載した関係書類が適正に作成されているかを主眼に照合を行うとともに、担当者より内容の説明を聴取し審査を実施した。

2. 審査の期日

令和4年8月1日～8月9日

3. 審査の結果

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に基づき、令和3年度決算の健全化判断比率及び資金不足比率の審査を行った結果、いずれも適正と認められる。

ア) 健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	令和2年度	令和3年度	早期健全化基準	備考
①実質赤字比率	—	—	15.0	
②連結実質赤字比率	—	—	20.0	
③実質公債費比率	8.3	8.2	25.0	
④将来負担比率	21.6	64.6	350.0	

- ① 本比率は、一般会計の実質収支が黒字であるため、係数の表示はなく、良好と認められる。
- ② 本比率は、一般会計と特別会計の実質収支が黒字であるため、係数の表示はなく、良好と認められる。
- ③ 本比率は8.2%で、早期健全化基準の25%以下であり、良好と認められる。
- ④ 本比率は64.6%で、早期健全化基準の350%以下であり、良好と認められる。

イ) 資金不足比率【公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率】

- ・本比率は、各公営企業とも資金不足額が発生していないため、係数の表示はない。

ウ) 改善を要する事項

- ・審査の結果、特に改善する事項はない。